国立大学法人電気通信大学職員通勤手当支給細則

制定日　令和8年10月22日細則第3号

（総則）

第１条　国立大学法人電気通信大学職員給与規程（以下「給与規程」という。）第１８条の規定による通勤手当の支給については、別に定める場合を除き、この細則の定めるところによる。

第２条　給与規程第１８条及びこの細則に規定する「通勤」とは、職員が勤務のため、その者の住居と勤務箇所との間を往復することをいう。

２　給与規程第１８条に規定する徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離並びに同条及びこの細則に規定する自動車等の使用距離は、一般に利用しうる最短の経路の長さによるものとする。

（届出）

第３条　新たに給与規程第１８条第１項に規定する要件（以下「支給要件」という。）を具備するに至った職員は、別に定める通勤届により、その通勤の実情を速やかに学長に届け出なければならない。支給要件を具備する職員が住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があった場合についても同様とする。

（確認及び決定）

第４条　学長は、職員から前条の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を住所を証明する書類の提示を求める等の方法により確認し、その者が支給要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の月額を決定し、又は改定するものとする。

（支給範囲の特例）

第５条　給与規程第１８条第１項に規定する通勤することが著しく困難である者は、労働者災害補償保険法施行規則（昭和３０年労働省令第２２号）別表第１に定める程度の障害のため歩行することが著しく困難な職員であって、交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると学長が認めるものとする。

（普通交通機関等に係る通勤手当の額の算出基準）

第６条　普通交通機関等（給与規程第１８条第３項に規定する新幹線鉄道等（以下「新幹線鉄道等」という。）以外の交通機関等をいう。以下同じ。）に係る通勤手当の額は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法により算出するものとする。

第７条　前条の通勤の経路又は方法は、往路と帰路とを異にし、又は往路と帰路とにおけるそれぞれの通勤の方法を異にするものであってはならない。ただし、国立大学法人電気通信大学職員の勤務時間、休暇等に関する規程第２条に規定する所定勤務時間が深夜に及ぶためこれにより難い場合等正当な事由がある場合は、この限りでない。

第８条　給与規程第１８条に規定する運賃等相当額（以下「運賃等相当額」という。）は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

一　通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。）を使用する

ことが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等　通用期間が支給単位期間（給与規程第１８条第２項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）である定期券の価額

二　回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等　週当たりの所定勤務日数に年間の週数（端数を切り捨てた数）を乗じた日数を、年間の月数で除して得た数に、当該回数乗車券等の額を乗じた額

２　前条ただし書に該当する場合の運賃等相当額は、往路及び帰路において利用するそれぞれの普通交通機関等について、前項各号に定める額との均衡を考慮し、それらの算出方法に準じて算出した額の総額（その額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

（併用者の区分及び支給額）

第９条　給与規程第１８条第２項第３号に規定する同条第１項第３号に掲げる職員（以下「併用者」という。）の区分及びこれに対応する同条第２項第３号に規定する通勤手当の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　併用者（普通交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、その利用する普通交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用している者を除く。）のうち、自動車等の使用距離が片道２キロメートル以上である職員及び自動車等の使用距離が片道２キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員　同条第２項第１号及び第２号に定める額

二　併用者のうち、運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が２以上ある場合においては、その合計額。以下「１か月当たりの運賃等相当額」という。）が同条第２項第２号に定める額以上である職員（前号に掲げる職員を除く。）　同条第２項第１号に定める額

三　併用者のうち、１か月当たりの運賃等相当額が同条第２項第２号に定める額未満である職員（第１号に掲げる職員を除く。）　同条第２項第２号に定める額

（交通の用具）

第10条　給与規程第１８条第１項第２号に規定するその他の交通の用具で学長が認めるものは、次の各号に掲げるものとする。ただし、本学の所有に属するものを除く。

一　原動機付自転車その他の原動機付の交通用具

二　自転車

（通勤の実情に変更を生ずる職員）

第11条　給与規程第１８条第３項に規定する通勤の実情に変更を生ずることとなった職員は、同項に定める国家公務員等から引き続き本学の職員となった者のうち、通常の通勤の経路及び方法による場合には本学採用前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生ずる職員で、新幹線鉄道等を利用しなければ通勤することが学長の定める基準に照らして困難であると認められるものとする。

（異動等の直前の住居に相当する住居）

第12条　給与規程第１８条第３項に規定する異動等の直前の住居に相当する住居は、本学の職員となった日以後に転居する場合における次の各号に掲げる住居とする。

一　通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じないときの当該転居後の住居

二　通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じるときの当該転居後の住居であって次に掲げるもの

イ　同条第３項に定める直前の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（ロにおいて「旧最寄り駅等」という。）と、当該転居後の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（ロにおいて「新最寄り駅等」という。）とが、新幹線鉄道等に係る経路において隣接している場合における当該転居後の住居

ロ　イに掲げるもののほか、旧最寄り駅等と新最寄り駅等との間の新幹線鉄道等に係る経路の距離が６０キロメートルの範囲内にある場合における当該転居後の住居

三　前２号に掲げる住居のほか、学長がこれらに準ずる住居であると認めるもの

（新幹線鉄道等の利用の基準）

第13条　給与規程第１８条第３項に規定する通勤事情の改善に相当程度資するものであると認める基準は、次に掲げるものとする。

一　新幹線鉄道等（高速自動車国道等の有料の道路を除く。）を利用する場合には、その利用により通勤時間が３０分以上短縮されること又はその利用により得られる通勤事情の改善がこれに相当すると学長が認めるものであること。

二　高速自動車国道等の有料の道路を利用する場合には、その利用による通勤の時間及び距離の短縮並びに職員の通勤に係る交通事情等に照らしてその利用により得られる通勤事情の改善が前号に相当すると学長が認めるものであること。

（新幹線鉄道等に係る通勤手当の額の算出の基準）

第14条　新幹線鉄道等に係る通勤手当の額は、運賃等、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる新幹線鉄道等を利用する場合における通勤の経路及び方法により算出するものとする。

２　第７条の規定は、新幹線鉄道等に係る通勤手当の額の算出について準用する。

３　第８条の規定は、給与規程第１８条第３項に規定する特別料金等の額の２分の１に相当する額の算出について準用する。この場合において、第８条第１項中「普通交通機関等の」とあるのは「新幹線鉄道等の」と、同項第１号中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、「価額」とあるのは「価額の２分の１に相当する額」と、同項第２号中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、「回数乗車券等の」とあるのは「特別料金等の額の２分の１に相当する」と、同条第２項中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と読み替えるものとする。

（権衡職員等の範囲）

第15条　給与規程第１８条第４項の権衡上必要があると認められるものとして学長が指定する職員は、次の各号に掲げるものとする。

一　配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）（配偶者のない職員にあっては、満１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある子）の住居に転居したことに伴い単身赴任手当が支給されないこととなった職員で、当該住居からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が第１３条に

規定する基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの

二　その他給与規程第１８条第３項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして学長が認める職員

（支給日等）

第16条　通勤手当は、支給単位期間（第３項各号に掲げる通勤手当に係るものを除く。）又は同項各号に定める期間（以下「支給単位期間等」という。）に係る最初の月の給与規程第４条に規定する給与の支給定日（以下「支給定日」という。）に支給する。ただし、支給定日までに第３条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、支給定日に支給することができないときは、支給定日後に支給することができる。

２　支給単位期間等に係る通勤手当の支給定日前において離職し、又は死亡した職員には、当該通勤手当をその際支給する。

３　給与規程第１８条第２項の通勤手当は、次の各号に掲げる通勤手当とし、当該通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

一　職員が２以上の交通機関等を利用するものとして、給与規程第１８条第２項第１号に定める額の通勤手当を支給される場合（次号に該当する場合を除く。）において、１か月当たりの運賃等相当額が５５，０００円を超えるときにおける当該通勤手当　その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

二　職員が給与規程第１８条第２項第１号及び第３号に定める額の通勤手当を支給される場合において、１か月当たりの運賃等相当額及び同号に定める額の合計額が５５，０００円を超えるときにおける当該通勤手当　その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

三　職員が２以上の新幹線鉄道等を利用するものとして新幹線鉄道等に係る通勤手当を支給される場合において、給与規程第１８条第３項第１号に規定する１か月当たりの特別料金等２分の１相当額の合計額が２０，０００円を超えるときにおける当該通勤手当　その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

（支給の始期及び終期等）

第17条　通勤手当の支給は、職員が新たに支給要件を具備するに至った日の属する月から開始し、通勤手当を支給されている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が支給要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、第３条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から１５日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

２　通勤手当は、これを受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。

３　前項の規定にかかわらず、運賃等の改定により通勤手当の額を変更すべき事実が生じ

た場合において、第８条第１項第１号に規定する定期券を使用する普通交通機関等に係る通勤手当が既に支給されているときは、当該支給単位期間が終了した日の属する月の翌月から支給額を改定する。

（返納の事由及び額等）

第18条　通勤手当（１か月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給されている職員について、次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して、次項又は第３項に定める額を返納させるものとする。

一　離職し、若しくは死亡した場合又は支給要件を欠くに至った場合

二　通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があったことにより、通勤手当の額が改定される場合

三　月の途中において、国立大学法人電気通信大学職員の休職及び復職に関する規程第２条の規定により休職にされ、国立大学法人電気通信大学職員育児休業等規程第２条の規定により育児休業又は同規程第２条の２の規定により出生時育児休業（以下「育児等休業」という。）をし、国立大学法人電気通信大学職員介護休業規程第２条に規定する介護休業（以下「介護休業」という。）をし、国立大学法人電気通信大学職員自己啓発等休業規程第２条第４項に規定する自己啓発等休業（以下「自己啓発等休業」という。）をし、又は国立大学法人電気通信大学就業規則（以下「就業規則」という。）第３７条第２項第４号により停職にされた場合であって、これらの期間が２以上の月にわたることとなる場合

四　出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなる場合

２　前項の規定により返納させる額（新幹線鉄道等に係る通勤手当に係るものを除く。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　１か月当たりの運賃等相当額等（第９条第１項第１号に掲げる職員にあっては、１か月当たりの運賃等相当額及び給与規程第１８条第２項第２号に定める額。以下この項において同じ。）が５５，０００円以下であった場合　次に掲げる事由の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ　前項第１号又は第３号に掲げる事由が生じた場合にあっては、その者の利用する全ての普通交通機関等、同項第２号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る普通交通機関等（同号の改定後に１か月当たりの運賃等相当額が５５，０００円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての普通交通機関等）につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、事由発生月（同項第１号に掲げる事由にあっては当該事由が生じた日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）、同項第２号に掲げる事由にあっては通勤手当の額が改定される月の前月、同項第３号に掲げる事由にあっては同号の期間の開始した日の属する月をいう。以下この条において同じ。）の末日にしたものとして得られる額（以下「払戻金相当額」という。）

ロ　同項第４号に掲げる事由が生じた場合にあっては、その者の利用する全ての普通交通機関等につき、当該通勤しないこととなる月の１か月当たりの運賃等相当額等

（第８条第１項第１号に規定する定期券を使用する普通交通機関等に係る通勤手当が既に支給されているときは、その額を支給単位期間の月数で除して得た額（その額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額））

二　１か月当たりの運賃等相当額等が５５，０００円を超えていた場合（次号に掲げる場合を除く。）　５５，０００円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る普通交通機関等についての払戻金相当額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、０）

三　第１６条第３項第１号又は第２号に掲げる通勤手当を支給されている場合　５５，０００円に事由発生月の翌月から同項第１号若しくは第２号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用する全ての普通交通機関等についての払戻金相当額及び次に掲げる額（第１６条第３項第１号に掲げる通勤手当を支給されている場合にあっては、ハに掲げる額を除く。）の合計額のいずれか低い額（事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあっては、０）

イ　第１６条第３項第１号又は第２号に定める期間（以下この号において「最長支給単位期間」という。）において使用されるべき普通交通機関等に係る定期券のうちその通用期間の始期が事由発生月の翌月以後であるものの価額

ロ　最長支給単位期間において使用されるべき普通交通機関等に係る回数乗車券等の通勤２１回分の運賃等の額にこの号の本文に規定する月数（ハにおいて「残月数」という。）を乗じて得た額

ハ　最長支給単位期間において使用されるべき自動車等に係る給与規程第１８条第２項第２号に定める額に残月数を乗じて得た額

３　新幹線鉄道等に係る通勤手当について第１項の規定により返納させる額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　１か月当たりの特別料金等２分の１相当額（２以上の新幹線鉄道等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあっては、その合計額。以下この項において「１か月当たりの特別料金等２分の１相当額等」という。）が２０，０００円以下であった場合　次に掲げる事由の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ　第１項第１号又は第３号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用する全ての新幹線鉄道等、同項第２号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る新幹線鉄道等（同号の改定後に１か月当たりの特別料金等２分の１相当額等が２０，０００円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての新幹線鉄道等）につき、使用されるべき通用期間の定期券の特別料金等の払戻しを、事由発生月の末日にしたものとして得られる額の２分の１に相当する額（次号において「払戻金２分の１相当額」という。）

ロ　同項第４号に掲げる事由が生じた場合にあっては、その者の利用する全ての新幹線鉄道等につき、当該通勤しないこととなる月の１か月当たりの特別料金等２分の１相当額等（第１４条第３項により読み替えて適用する第８条第１項第１号に規定する定期券を使用する新幹線鉄道等に係る通勤手当が既に支給されているときは、その額を支給単位期間の月数で除して得た額（その額に１円未満の端数があるとき

は、その端数を切り捨てた額))

二　１か月当たりの特別料金等２分の１相当額等が２０，０００円を超えていた場合（次号に掲げる場合を除く。）　２０，０００円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は第１項各号に掲げる事由に係る新幹線鉄道等についての払戻金２分の１相当額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、０）

三　第１６条第３項第３号に掲げる通勤手当を支給されている場合　２０，０００円に事由発生月の翌月から同号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用する全ての新幹線鉄道等についての払戻金２分の１相当額及び次に掲げる額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあっては、０）

イ　第１６条第３項第３号に定める期間（以下この号において「最長支給単位期間」という。）において使用されるべき新幹線鉄道等に係る定期券のうちその通用期間の始期が事由発生月の翌月以後であるものに係る特別料金等２分の１相当額

ロ　最長支給単位期間において使用されるべき新幹線鉄道等に係る回数乗車券等の通勤２１回分に係る特別料金等２分の１相当額にこの号の本文に規定する月数を乗じて得た額

４　前２項に定める額を返納させる場合において、返納に係る通勤手当の本給の支給義務者と事由発生月の翌月以降に支給される給与の本給の支給義務者が同一であるときは、当該給与から当該額を差し引くことができる。

（支給単位期間）

第19条　給与規程第１８条第２項に規定する支給単位期間は、次の各号に掲げる普通交通機関等又は新幹線鉄道等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

一　定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等又は新幹線鉄道等　当該普通交通機関等又は新幹線鉄道等において発行されている定期券の通用期間のうちそれぞれ６か月を超えない範囲内で最も長いものに相当する期間。ただし、新幹線鉄道等に係る通勤手当を支給されている場合であって、普通交通機関等に係る定期券及び新幹線鉄道等に係る定期券が一体として発行されているときにおける当該普通交通機関等にあっては、当該新幹線鉄道等に係る支給単位期間に相当する期間

二　回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的と認められる普通交通機関等又は新幹線鉄道等　１か月

２　前項第１号に掲げる普通交通機関等又は新幹線鉄道等について、同号に定める期間に係る最後の月の前月以前に、就業規則第１８条の規定による退職その他の離職をすること、長期間の研修等のために旅行をすること、勤務態様の変更により通勤のため負担する運賃等の額に変更があることその他学長が定める事由が生ずることが同号に定める期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月の前月）までの期間について、前項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。

第20条　支給単位期間は、第１７条第１項の規定により通勤手当の支給が開始される月又は同条第２項の規定により通勤手当の額が改定される月から開始する。

２　月の中途において休職にされ、育児等休業をし、介護休業をし、自己啓発等休業をし、又は停職にされた場合であって、これらの期間が２以上の月にわたることとなったときは、支給単位期間は、その後復職し、又は職務に復帰した日の属する月から開始する。

（支給できない場合）

第21条　給与規程第１８条第１項の職員が、出張、休暇、欠勤その他の事由により、支給単位期間等に係る最初の月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、当該支給単位期間等に係る通勤手当は、支給することができない。

（事後の確認）

第22条　学長は、現に通勤手当の支給を受けている職員について、その者が支給要件を具備するかどうか及び通勤手当の額が適正であるかどうかを当該職員に定期券及び回数乗車券等の提示を求め、又は通勤の実情を実地に調査する等の方法により、確認することができる。

（雑則）

第23条　国立大学法人電気通信大学非常勤職員就業規則第２７条の規定により、給与規程第１８条の規定を準用して、非常勤職員にこの細則を適用する場合において、この細則中「国立大学法人電気通信大学職員育児休業等規程」とあるのは「国立大学法人電気通信大学非常勤職員育児休業等規程」と、「国立大学法人電気通信大学職員介護休業規程」とあるのは「国立大学法人電気通信大学非常勤職員介護休業規程」と読み替えるものとする。

２　この細則に定めるもののほか、通勤手当に関し必要な事項は、国家公務員の例に準じた取扱いとする。

附　則

（施行日）

１　この細則は、令和８年１０月２２日から施行し、令和８年１０月１日から適用する。

（経過措置）

２　この細則の施行の日前に生じた事由に係る通勤手当の支給については、なお従前の例による。